歯科固有の技術の評価の見直し(麻酔関係)

長時間麻酔管理加算の新設

▶ 安全で質の高い麻酔を実施する観点から、長時間の歯科麻酔管理を行った場合の加算を新設する。

(新) 歯科麻酔管理料 長時間麻酔管理加算

5,500点

[算定要件]

・ 医科点数表の区分番号 L 0 0 8 に掲げるマスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔の実施時間が 8 時間を超えた場合に算定

[対象手術]

J018 舌悪性腫瘍手術 2 亜全摘

J093 遊離皮弁術(顕微鏡下血管柄付きのもの)

J096 自家遊離複合組織移植術(顕微鏡下血管柄付きのもの)



